

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第31条 監視設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-3
提出年月日	令和5年1月31日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221208-18	1	モニタリングポスト指示値の記録については、記録場所を等ではなく、列記するなど記載の適正化を検討すること	R4.12.8	本日回答		モニタリングポストの指示値の記録場所については「中央制御室及び現場」と列記し、「等」の記載は削除とした。  (旧) 中央制御室等 (新) 中央制御室及び現場	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)」 P.31条-7, 9, 15, 21  資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)」 P.とりまとめた資料-2 P.31-7, 11, 17, 21, 25	
221208-19	2	比較表25ページ) 現場「等」との記載において、「中央制御室及び現場」に修正すること	R4.12.8	本日回答		モニタリングポストの指示値の記録場所については「中央制御室及び現場」と列記し、「等」の記載は削除とした。  (旧) 中央制御室等 (新) 中央制御室及び現場	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)」 P.31条-7, 9, 15, 21  資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)」 P.とりまとめた資料-2 P.31-7, 11, 17, 21, 25	
221208-20	3	全体) 引用の使い方について検討し、社内統一を図ること(必要の無いところまで引用することの要否)(引用元の記載方法)	R4.12.8	本日回答		31条の共用の記載について、必要の無い部分の記載をまとめ資料以外から記載したため、該当する引用部分の記載について削除とした。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)」 P.31-15	
221208-21	4	比較表27ページ) バックアップ時間の差異について相違理由を整理して説明すること 31条-25) 非常用電源の仕様の説明を追加するなど、まとめ資料全体を整理した上で説明すること	R4.12.8	本日回答		以下の通り相違理由に記載を追加した。 「無停電電源装置のバックアップ時間について、泊は女川と比較して短い時間となっている。これは非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を経由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約24時間電源供給が可能である。」  また、以下の記載を追加し、記載の充実を行った。 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置と非常用発電機の機器仕様の追加 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源概略図の追加	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r.6.0)」 P.31条-23~24  資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r.6.0)」 P.31-27~28	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221208-22	5	比較表13ページ) 可搬型モニタリングポストの台数に係る相違理由について、適切な内容に修正すること	R4. 12. 8	本日回答		誤記のため以下のとおり修正した。  【女川】運用の相違 (旧) ②の相違 (新) 配備台数の相違	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0) P. 31-14	
221208-23	6	比較表21ページ) よう素サンブラ「,」は削除すること	R4. 12. 8	本日回答		内容に記載不足があったため、以下のとおり修正した。  線量率サーベイメータ, ダスト・よう素サンブラ, 空気吸収線量率モニタ, ダスト測定装置及びよう素測定装置を搭載した移動無線設備付の放射能観測車を備える。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)」 P. 31条-18  資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0) P. 31-21	
221208-24	7	比較表22ページ) 「少なくとも」の記載理由を確認するとともに必要であれば適正化すること	R4. 12. 8	本日回答		該当部分の記載は「8. 3. 1. 2 設計方針 (2) 放射線監視」を受けて「8. 3. 1. 5 評価 (2) 放射線監視」を記載した部分となっている。該当部分は設計方針にも記載している内容だが評価の記載には不適切のため適正化し、記載を削除した。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)」 P. 31条-19  資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0) P. 31-22	
221208-25	8	全体) 「及び」「,」の使い分けを統一すること (対象) モニタリングポスト及びモニタリングステーション モニタリングポスト, モニタリングステーション	R4. 12. 8	本日回答		コメントの「及び」「,」の使い分けについて、まとめ資料全体で統一を行い、修正した。	個別の反映箇所は、「前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト」にて明示	
221208-26	9	比較表30ページ) 伝送概略図において、泊の情報が少ないため充実化を図ること ・測定, 表示, 記録, 警報の記載が無い。 ・各建屋でのアンテナの有無 など	R4. 12. 8	本日回答		モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送概略図について、先行電力を参考に情報の追加・修正を行った。 また、同様な資料の気象観測設備の伝送概略図についても情報の追加を行った。	資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第31条 監視設備 (DB31 r. 6. 0)」 P. 31条-29, 34  資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第31条 監視設備 (DB31-9 r. 6. 0) P. 31-31, 40	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221208-27	10	「可搬型気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用」について回答した審査会合回次を提示すること	R4. 12. 8	本日回答		審査会合指摘（第19回審査会合H25. 9. 12「緊急時対策所」）の回答は、審査会合第35回H25. 10. 22「モニタリング設備」にて実施		
221208-28	11	モニタリングステーション専用非常用発電機と非常用発電機など用語が整理していないことにより混乱が生じた現状に見られるように、資料間での用語の統一に留意すること	R4. 12. 8	本日回答		31条/60条/技術的能力1. 17で用語の不統一について修正した。	個別の反映箇所は、「前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト」にて明示	
221208-29	12	島根のモニタリングステーション専用非常用発電機の位置付けを確認の上、泊の非常用発電機の基準適合上の位置付けを整理して説明すること	R4. 12. 8	本日回答		<p>島根のモニタリングポスト電源の基準適合上の整理としては、非常用所内電源に接続することで担保しており、さらに電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できるように専用の無停電電源装置及び専用の非常用発電機を自主対策設備として併記している。</p> <p>泊も島根と同様に基準適合上の整理としては、モニタリングポスト電源は非常用所内電源（非常用交流電源設備）に接続することで規制要求を満足していると考えている。</p> <p>したがって、電源切替時の短時間の停電及び全交流電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間については自主対策設備である専用の無停電電源装置と非常用発電機で担保するため、適合方針に無停電電源装置と非常用発電機を併記することで記載内容を見直した。</p>	<p>資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第31条 監視設備（DB31 r. 6. 0）」 P. 31条-7, 9, 14, 16, 18～19, 23</p> <p>資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第31条 監視設備（DB31-9 r. 6. 0）」 P. 31-7, 11, 16, 19～20, 23, 27</p>	

\*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。